

豪州のセックスワーク支援団体について

森 島 寛

I. はじめに

現在、経済学のパラダイムは行き詰っている、といっても決して過言ではない（なにも大言壮語ではなく、マルクス経済学、近代経済学でそれぞれ言われて四半世紀は経過している）。それより前に労使関係は、言い換えると労働運動は行き止まっている。21世紀の始めなのに世紀末の現象である。またグローバルイゼーションという言葉そのものがそうであろう。そこで、日夜というところオーバーであるが、開けた明るい学問的展望はないものか、労働運動論はないものかと思索してきた。これは過大表現であるが、特に豪州・ニュージーランドへの国際線の機中で思い巡らす。たどり着いた結論は原点から見直すということである。そんな折、ここに掲げたテーマが閃き、労働組合の国際的再生（これがなければ経済政策云々は全く意味をなさない）のヒントにならないかということで、ここ2～3年、「科研」調査あるいは職場であるオーストラリア研究所絡みの「共同研究」の合間を縫って、「セックスワーカーの現実」を調査した。そのささやかな成果のつもりが同研究所紀要（2007年、第33号）に発表した「大洋州におけるセックスワーカーの現実」であった。

そして、その稿を書き終えた直後に、使った資料を整理していたら、やや古いが10年前に発行された豪州の伝統ある週刊誌『ザ・ブレティン』（1998年6月2日号）に、特集‘The Business of Pleasure’として‘SEX LIES AND RED TAPE’というなにやらヒットした映画を振った見出しの記事を

見つけた。

やや長くなったが、本稿のきっかけとなる出来事の説明である。

ところで、そこには主要なデータ（10年前のものである）が以下のよう
に載せられていた。

豪州では、売春宿が合法的なもので 800 軒、非合法的なものが 350 軒存在
し、そこに 16,000 人が働いており、年間 1250 万人が利用し、12 億 5000
万ドルの売り上げがある。また、250 軒のアダルト・ショップがあり、2,300
人が働き、1 億 5,000 万ドルの売り上げがある。200 社のストリップ代理
業者が存在し、いわゆるアダルト電話には毎月 150 万コールがあり、年間
6,000 万ドルの売り上げとなっている。

セックスワーカーの 10% が男性で、その男性の 25% が女性を客として
いる。

1997 年中に 100 万個のバイブレーターの売り上げがあった、などとの
ことである¹⁾。

これらは興味深い示唆である、と同時にこの 20 年間、豪州では、南オ
ーストラリア州やタスマニア州を除いて、厚生政策の一環として売春が整
備、健全化され、ほぼ合法化されつつある中での現況でもある。変化の進
展はとりわけ、クイーンズランド州、ニューサウスウェールズ州、ビクト
リア州が顕著である。

本稿の目的は、クイーンズランド州については既に触れたので、具体的
にはニューサウスウェールズ・ビクトリアの各州をそれもセックスワーカー
が労働組合の道を選択するうえで最も手近な存在である、売春を直接あ
るいは間接的に支える組織・団体（非営利）を分析することにある。

以下、シドニーの SWOP(Sex Workers Outreach Project)、メルボルンの RhED
(Resourcing Health & Education in the Sex Industry)、全国組織としてのスカーレ
ットアライアンス (Scarlet Alliance) の意義とその目指すものは何かを述べ

1) “THE BULLETIN” (June 2, 1998), pp. 41~43, Source: Eros Foundation.

る。

II. シドニーにおける SWOP の活動

ニューサウスウェールズ州では 2007 年に売春宿に関する法律が改正された。そのねらいは、地域・自治体の権限を強化し無許可、非合法的な売春宿をなくすことにある。ところで、その売春宿のあり方として 2001 年に『売春宿経営のガイドライン (HEALTH AND SAFETY GUIDELINES FOR BROTHELS)』(これにシドニーの SWOP も少なからず関わっている)が以下のような原則を示している。

このガイドラインは、1991 年公衆衛生法に遡った趣旨に基づいて、ニューサウスウェールズ州健康部局とニューサウスウェールズ州労働部局共同で作成に入ったものである。さらにその後の 1995 年法をも考慮して 1997 年に一次案としてあらわしたものとされている、ということである。

またここで述べることは、各部局が責任をもつとともに、最低限の環境整備のガイドラインとされる。

以上のような前書きに続いて、[職場の厚生と安全] (15 項目示される)、[厚生と清潔度の維持] (6 項目示される)、[厚生責任] (2 項目示される)と分類されて、それぞれへの指針を述べている (以下、要旨を示しておく)。

[職場の厚生と安全] について。

法的な権利と義務については、「2000 年職場の厚生と安全法」によりとりわけ職場の健康・安全・福利を被雇用者への何の負担もなしに健康・安全のシステム・設備を提供しなくてはならない。客とは別のシャワーやトイレ設備、飲料水も要求される。

労働条件については、労使関係法制に則ったシフト、労働時間とする。

個人の身体を保護するための、消耗品 (コンドームなどをはじめとしたそ

豪州のセックスワーク支援団体について

れら)を供給するのはもとより、また十分な衛生管理状態が保証されていなくてはならない(たとえば、コンドームの自動販売機は有効期限の遵守から認められない)。

その他の、厚生、安全については「1991年厚生法」により、性感染症からの防護が十分になされ客へのチェックを実施する必要がある(320ルクス以上の明るさを前提にしたスタンドの使用であるとか)、職場のベッドなどの設備も耐久性があり、その他設備も清潔を保つように常に更新されていなければならない。

職場での客などからの暴力に迅速に対処できなければならない、新規従業員に安全対策をほどこさなければならない。ドラッグ、酒、たばこなどについても注意を払い環境保護法などに抵触のないようにする。

妊娠している女性の労働に十分配慮する。被雇用者の権利、とりわけ20人以上の雇用が存在している場合、主要な要求や打ち合わせを保証していなくてはならない。

被雇用者の義務として、使用済みの各種消耗品は不潔を来たさないように円滑に処理しなくてはならない。

事故報告はかならず行われねばならない、また人身事故、死亡については7日以内の報告義務がある。

職場で働いている者が病気・ケガを負った場合すみやかに補償されねばならない、これら措置を怠った場合には、最高55,000ドルの罰金ないし6カ月の実刑が科されることになる。

最後に、インシデント、アクシデント報告を含むところの管轄部局の直通電話番号が明示されている。

[厚生と清潔度の維持] について

常に清潔な状態が維持されていることが前提であるが、とりわけシャワー、浴槽、トイレに注意が必要で血液、人体の垢は速やかに除去し清潔度

豪州のセックスワーク支援団体について

が保たれている必要がある。また、ベッドのリネン・カバーは清潔であり、使用されるタオルも客とスタッフの使用する物は区別されていなければならない。使用後は常に交換の必要がある。

使用されたりネンなどは速やかに洗濯する必要がある、71℃以上の湯で洗わねばならない、また洗濯後は全て乾燥状態にしておく必要がある。これらの基準は全てオーストラリアの標準規格である。

サニタリー設備も必要で、清潔な水・液体石鹸・ペーパータオルが常備され空気乾燥機の設置も必要である。

客に対して使用したゴミ（コンドーム、女性用コンドーム、ゴム手袋など）は、1998年ニューサウスウェールズ厚生部局塵処理ガイドラインに沿って、分別廃棄処理の必要がある。

バス、プール設備の使用に当たっての水は循環式で十分清潔なもので38℃以上に保たれ、設備周辺はタオル等を使いすべる危険の無いようにしておく。

飲食設備については、「1989年飲食法、1992年食料衛生管理法」に基づき、飲食物及び飲料は洗浄された手で扱わねばならない、またそれらの物は4℃以下での保存が必要である。

[厚生責任] について

HIVや性感染症に対する感染源の調査を受ける責任がある。必要な時、医療・衛生部局が調査に入るのはもとより、公的管理責任部署への情報の連絡を怠ってはならない。管理者は一般的な意味においても、職場環境、泡噴出式風呂、飲食設備の管理説明責任がある。

最後に付属資料が4点添付されている。

その1として、根拠となる法律、その他の規定・ガイドラインである。

その2として、ニューサウスウェールズ州におけるセクシャルヘルス・サ

豪州のセックスワーク支援団体について

ービス事務所の電話番号一覧表。

その3として、出先の保健管轄機関の電話番号一覧表。

その4として、ニューサウスウェールズ州労働条件管轄機関事務所の電話番号一覧表。

以上である。

最後に、SWOP という組織の趣旨をニューサウスウェールズ州の SWOP のリーフレットに掲げられているものから、大枠を示しておく。

1990年に、SWOPは地域を基礎とした組織として設立され、直接の目的としてニューサウスウェールズ州におけるセックス産業での性感染症やHIV/AIDSの予防、さらにセックスワーカー及び客、セックス産業に関わる者に、健康、安全、支援や情報提供を行う。また、法律や健康サービス改革のため議会へのロビー活動を行っている。さらに、病気や傷害を負った者に対する医者への紹介などのことを、あらゆる類のセックスワーカーに対して行う。

部門別に分けるならば、「健康に関すること」、「雇用と安全について」、「法律に関すること」、「セックス産業全体へのサポート」、「セックスワークに関わる全体のサポート」、「セックスワークに関わる基本的な教育」、「会計、財務処理」などのサービスを行っている。

さらに、より具体的には以下のようなことになる。

- ・現在、シドニーの都心部においては3,000人の女性セックスワーカーがおり、それら全ての人に手を差し伸べること。
- ・男性や少年にセックス産業の実際を正確に伝えること。
- ・多文化を踏まえた取り組み、とりわけ非英語圏出身者に対する性感染症予防を始めとした各種取り組み。
- ・異性間だけでなく、同性間セックスとそれへの関わりのセックス産業の実態を伝える。

豪州のセックスワーク支援団体について

- ・ニューサウスウェールズ州各地域をくまなくサービス提供ができるようにする。

またキャンベラの SWOP では、組織の第一目的を次のように述べている。

この組織は HIV 対策さらに性感染症の予防を進めるための教育と医者との紹介を行い、地域を基礎にして、セックスワーカーと同じ立場にたつ。さらに、セックス産業での仕事は正当なものということ、そこで働くセックスワーカーの労働の権利と人権の認知を、促進させることを目的とする。

西オーストラリア州の SWOP は、主に街娼に対する啓蒙活動を行っている。街娼への外からの間接的な支援とセックスワーカーへの直接的な医療支援を行う。また、セックスワーカーに対する嫌がらせをはじめとした様々な障害を取り除くための活動とセックスワーカーに対する情報を提供する。

Ⅲ. メルボルンにおける RhED

(Resourcing Health and Education In the Sex Industry) の活動

メルボルンで支援活動する RhED の場合は、単にセックスワーカーだけではなくセックス産業全体に寄与するという傾向がある（それは、次に紹介する雑誌全 45 頁中の 15 頁がいわゆる売春宿の広告・宣伝に割かれているところからも読み取れる。そうは言ってもメルボルンで売春が合法化されたのは 1994 年ということも付け加えておかななくてはならない）。とともに、同所が発行する雑誌“RED” (a magazine for the sex industry) における冒頭 ‘violence against sex workers is a crime’ なる言葉が理念を象徴しているので、最新の“RED” (13号) を通して RhED の目的とすることを述べることにする。

豪州のセックスワーク支援団体について

同誌に使用される言語は英語であることは言うまでもないが、非英語圏出身のセックスワーカーのため重要な案内は中国語、朝鮮語、アラビア語を使って告知されている。

目次に入る前に、簡単なサーベイ結果が示されている。それによると、メルボルンに働く女性のセックスワーカー 100 人の集計から、その年齢構成は 30-35 才台が全体の 35% を占め、50 才以上も 6% 存在する。また、セックスワークに従事してきた期間は、5 年以上が 44%、1 年未満が 16% とされている。また、この仕事に就くようになった理由はお金を稼ぎたいが 39% である反面、他に良い仕事が見つからないからというのが 5% あり注目される。

目次に掲げられている内容は、映画評論、株価の変動に始まり物価の上昇率・所得・投資動向に触れた経済記事、セックス産業各分野従事者からの投書・意見、売春宿支援組織への相談状況統計など多面的である。

そして、RhED が、最も取り組みたいのは、編集者からの論説で主張され、セックスワークに対する偏見の打破のようである。とりわけ「セックスワーカーに暴力をふるうことは犯罪である」と補記していることから明確である。また、州や地域自治体と共同して人権擁護、仕事の平等性、仕事の特特殊性による安全・健康の保持といったキャンペーンに多くの分量を割いている。とりわけ、HIV/AIDS あるいは性感染症の予防対策についてはきめ細かい指導をすとしてしている。

また、地域保健部局、セックスワーカー支援団体、法務関係部局、ニュージーランドを始めとして国際交流をしている団体、そして売春宿の一覧（そこでのマネージャー、受付係の求人を含む）などが掲載されている。それに並んで、既に触れたが、最後に 90 店舗にも及ぶ売春宿の所在地に留まらず個別の宣伝が掲載されている（エスコート、クライアントの男女別も）。

メルボルンの RhED（最初に述べたように、ここでは雑誌よりの判断である）は、売春宿、エスコートエージェンシーも同列に扱っており、前章での

豪州のセックスワーク支援団体について

SWOP よりもう一歩踏み込んだセックス産業全体を支援の対象とする団体・組織と規定できる。

IV. スカーレットアライアンスについて

ここまで述べた、セックス・ワーカー／ワーク支援団体の連邦レベルから支える組織が、以下述べるスカーレットアライアンスである。同団体は Australian Sex Work Association Inc. とも名乗るように、1989年に州・準州にそれぞれあったセックスワーカーなどへの支援組織を基礎に、1995年9月になって具体的には次の組織を糾合する形でできあがった。

- ・ SQWISI (Brisbane, Queensland)
- ・ SQWISI (Cairns, Queensland)
- ・ SIERA (West Perth, WA)
- ・ SA SIN (Adelaide, SA)
- ・ PROS (Strawberry Hills, NSW)
- ・ PCV (St Kilda, Victoria)
- ・ PANTHER (Darwin, NT)
- ・ SQWISI (Gold Coast, Queensland)
- ・ WISE (Braddon, ACT)
- ・ PASA (Adelaide, SA)
- ・ SWOP (Darlinghurst, NSW)
- ・ TAS-WISE (Launceston, Tasmania)
- ・ QEW-U (Strawberry Hills, NSW)

また、最近ではセックスワーカーを中心に年次大会も各州持ち回りで行われており、2005年10月はビクトリア州のメルボルンで、2006年11月は南オーストラリア州のアデレードで、2007年には西オーストラリア州のカルグーリで開催された。さらに開催都市においてイベントとしての公然としたセックスワーカーによるパレードも、国際的に有名となった例年2月のシドニーのゲイ・レズパレードとは若干意味合いが違うが、恒例化してきた（セックスワーカーの人権確立、セックスワークの労働としての認知が主眼である）。

国際的なつながりとしても、International Union of Sex Workersをはじめとしてアジア太平洋などとの各組織、隣国 New Zealand Prostitute Collective 等と情報交換、交流を深めている。

とりわけ、いま述べた 2006 年次大会では、ニュージーランドの「2003 年売春改革法」以降の報告、クイーンズランド州の「1999 年売春法」による規制改革の報告、不法移民によるセックス産業への従事の問題と、改革と改善の課題が焦点となった²⁾。

最近の組織構成は、ACT SWOP (Australian Capital Territory), NT SWOP (Northern Territory), RhED (Victoria), SA SIN (South Australia), SWOP (New South Wales) SQWISI (Queensland), SWAG (Western Australia) がそれぞれ各地域を代表している。

スカーレットアライアンスの意義、目的はⅡ章、Ⅲ章で紹介した組織・団体と同じく社会、法、政治、文化、経済分野におけるセックスワーカー（男女や同性愛を問わず）の平等を求め、セックスワーカーとしての権利獲得にある。また、自組織の構成員の教育・トレーニングはもちろんのこと、より発展的な組織を目指している。

さらに、地域への貢献だけではなく国際的交流もより深めている。セックスワーカーへの支援のみならずパンフレット³⁾など使用したクライアン

2) ニュージーランドの「2003 年売春改革法」については、西島太一「ニュージーランドの 2003 年売春改革法について」『オーストラリア研究紀要』(2007 年第 33 号) pp. 140-176 に詳細な法的分析が加えられている。また、同誌に併せて「ニュージーランドの 2003 年売春改革法及び同施行令」の翻訳が紹介されている（おそらく本邦で初めての試みと思われる）。

3) 勿論、性感染症防止キャンペーンは理解できるが、ただ“proVision”という 2007 年 2 号の雑誌などでは見開きページや裏表紙に Ansell, GLYDE といった医療用消耗品（コンドーム、ジェル、医療用手袋など）メーカーの製品広告が掲載されている。我々の感覚ではこれは商業主義に与していないかと危惧するが、この点については労働組合 ACTU のディレクターリーにおいても航空会社、保険会社、自動車メーカーなど数多くの広告が見られるので国民性による価値観の違いと、とりあえずの判断をしておくべきであろうか。

豪州のセックスワーカー支援団体について

トへの呼びかけ、とりわけ HIV/AIDS や性感染症の予防に力を注いでいく。これまでの基本である、健康を保持するため医者の紹介活動を通して病気・傷害の軽減を目指すことはいうまでもない。

現在の活動は、「2006-09 年間の」アクションプランで策定されており、主要には以下のビジョンが示している。

スカーレットアライアンスは、セックスワーカーにより貢献できる、独立・自立した組織作りを目指す。組織各層でのセックスワーカーの積極的な参加は、これまで行ってきた、健康厚生活動、性感染症や AIDS/HIV などの予防、セックスワーカーの幅広い認知、ワーカーの人権の確立などの活動を含め、より本当のセックスワーカーのための代表組織となっていく。

また、スカーレットアライアンスは HIV や他の健康・厚生関連組織との友好関係も一つのカギとなる。とはいえ、セックスワーカーの区別なく今にもましてより献身的に活動を進め、より多くのセックスワーカーの参加を募ることにより財政的にも強化していかなくてはならない。

さらに、スカーレットアライアンスは国際的なセックスワーカー関連の組織と交流を深める、とりわけアジア太平洋州のセックスワーカーの組織化が緊急の課題である。

そして、スカーレットアライアンスは強いリーダーシップを発揮して、セックスワーカーの視点から豪州のセックスワーカーの共同体を目指していく。

これらが、スカーレットアライアンスの中期的展望ということでもある。

V. むすび

本稿の纏めに掛かったころ、雑誌『宝島』（2008年6月号）において、特

集「いまどきの経済、SEX と金」が報告され、それによると、わが国（日本）における最新のセックス産業を言い換えたところの「欲望産業としての市場規模」の総計は 11.3 兆円⁴⁾にも上るとされている（芸者もリストに入っているが、ここではその定義が不明であり言葉の限りでいえばこれは明らかに間違っている。芸者なるものの意味は海外においても、セックスワーカーの一種のように誤解され伝わっている）。

それに対して、豪州における実状は冒頭に触れた如くであり、売春に限定してみると大雑把に 12.5 億ドル 1,250 億円、6 倍以上の人口を擁する日本で同じ区分で整理すると少なく見積もっても 4 兆円にはなる。データ間のタイムラグ、為替レートの変動などを勘案しても売春が不透明な存在の日本が一人当たり 4 倍近い金額の支出である（日本の料金がたとえ 2 倍としてもその倍?）。本稿ではこの類のことは捨象し、中心的な課題としてあるところのⅡ、Ⅲ、Ⅳ章において明らかにしたセックスワーク支援団体の核心的な意義をより重要視した。そこで纏め上げると、セックスワーク支援団体 SWOP, RhED, スカーレットアライアンスいずれものリーフレットを始めとした出版物からも、共通のキーワードは「健康」、「厚生」、「職場の安全」、「人権」であった。

健康、厚生についてまた職場の安全についてもこと細かく指摘されており、それらの実現のために売春宿経営者、マネージャーを含んだ立場の人それぞれへの義務・責任が明確化されている。

それは、取りも直さずここまでのセックスワーク支援団体の活動自体が存在意義であったのである。ただ、豪州のセックスワーカーにとっても ACTU 傘下の産別労働組合として確立していく道はまだ遠い感はあるとともに、Ⅲ章で触れた ‘violence against sex workers is a crime’ という叫びは、18 才以下層がセックスワークをすること、不法移民のセックスワ

4) 門倉貴史『「夜のオンナ」はいくら稼ぐか?』角川 One テーマ 21, pp. 192 ~3. と全く同じ数字である。

豪州のセックスワーク支援団体について

ーカー化の問題，と並んでキーワードの最後に挙げた「人権」問題が同国に存在する社会問題である。

翻って，セックス産業に絡む我が国（日本）における社会風俗の現況であるが，スポーツ新聞，週刊誌などで連日興味本位のセックス記事が満載されているが，「人権・安全衛生」をキャンペーンした記事にはまずお目にかかれぬ。言い換えれば，セックスワークそのものにこの国には市民権などなく（売春防止法が存在するという短絡的論拠とは違う），ましてセックスワーカーの人権などなく埒外なのである。

そのような意味から，社会全てにモザイクの掛かった日本の打破のために，本稿で明らかにしたセックス・ワーク／ワーカー支援団体はこの分野を改革するための貴重な手引きであると結論づけることができよう。

（2008年6月27日受理）